

# 鹿児島県農業土木工事共通仕様書

令和2年4月

鹿児島県農政部



# 鹿児島県農業土木工事共通仕様書

## 目 次

### 第1編 共通編

#### 第1章 総 則

##### 第1節 総 則

1-1-1	適 用	2
1-1-2	用語の定義	2
1-1-3	設計図書の照査等	4
1-1-4	工程表	5
1-1-5	施工計画書	5
1-1-6	(欠番)	
1-1-7	工事実績情報サービス(CORINS)への登録	5
1-1-8	監督職員	6
1-1-9	現場技術員	6
1-1-10	主任技術者等の資格	6
1-1-11	工事用地等の使用	7
1-1-12	工事の着手	7
1-1-13	工事の下請負	7
1-1-14	施工体制台帳及び施工体系図	7
1-1-15	請負者相互の協力	8
1-1-16	調査・試験に対する協力	8
1-1-17	工事の一時中止	9
1-1-18	設計図書の変更	9
1-1-19	工期変更	9
1-1-20	支給材料及び貸与品	10
1-1-21	工事現場発生材	11
1-1-22	建設副産物	11
1-1-23	特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置	11
1-1-24	工事材料の品質	12
1-1-25	監督職員による検査及び立会等	12
1-1-26	数量の算出及び完成図	13
1-1-27	工事完成図	13
1-1-28	工事完成検査	13
1-1-29	既済部分検査	14
1-1-30	施工管理	14
1-1-31	部分使用	14
1-1-32	履行報告	14
1-1-33	使用人等の管理	14
1-1-34	工事中の安全管理	15
1-1-35	爆発及び火災の防止	16
1-1-36	後片付け	16
1-1-37	電子納品	17
1-1-38	事故報告書	17
1-1-39	環境対策	17
1-1-40	文化財の保護	19

1-1-41	交通安全管理	19
1-1-42	諸法令、諸法規の遵守	21
1-1-43	官公庁への手続き等	23
1-1-44	施工時期及び施工時間の変更	24
1-1-45	工事測量	23
1-1-46	提出書類	24
1-1-47	工事特性等への対応状況の報告	25
1-1-48	不可抗力による損害	25
1-1-49	特許権等	25
1-1-50	保険の付保及び事故の補償	26
1-1-51	臨機の処置	26
1-1-52	産業廃棄物税	26
1-1-53	暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	26
1-1-54	監理技術者等の途中交代	26
1-1-55	監理技術者等の専任を要しない期間	27
1-1-56	現場代理人の工事現場への常駐（専任）を要しない期間	27
1-1-57	品質証明	27
1-1-58	管内（県内）建設業者の優先活用	28
1-1-59	県産資材の優先使用	28
1-1-60	鉄道等高压線に近接した測量作業等の感電事故防止対策	28
1-1-61	手すり先行型足場	28
1-1-62	熱中症対策	28
1-1-63	ダンプトラック等における過積載等の防止	29
1-1-64	ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策	29
1-1-65	鳥インフルエンザ感染防止対策	29
1-1-66	口蹄疫対策	30
1-1-67	間接工事費等諸経費動向調査	30
1-1-68	国土調査の基準点等の保全	31
1-1-69	測量作業等の感電事故防止対策の強化	31
1-1-70	アスベスト（石綿）対策	31
1-1-71	ウイルス対策	31

## 第2章 材 料

### 第1節 一般事項

2-1-1	適 用	34
2-1-2	材料の見本又は資料の提出	34
2-1-3	材料の試験及び検査	34
2-1-4	材料の保管管理	34

### 第2節 土

2-2-1	一般事項	34
2-2-2	盛土材料	34
2-2-3	土羽土	34

### 第3節 木 材

2-3-1	一般事項	35
-------	------	----

### 第4節 石材及び骨材

2-4-1	一般事項	35
2-4-2	間知石	35

2-4-3	割石	35
2-4-4	割ぐり石	35
2-4-5	雑割石	35
2-4-6	雑石(粗石、野面石)	35
2-4-7	玉石	35
2-4-8	栗石	35
2-4-9	その他の砂利、砂、碎石類	35
2-4-10	コンクリート用骨材	36
2-4-11	アスファルト舗装用骨材等	36

#### 第5節 鋼材

2-5-1	一般事項	40
2-5-2	鋼材	40
2-5-3	溶接材料	42
2-5-4	線材及び線材二次製品	43
2-5-5	鋼材二次製品	43
2-5-6	鉄線じゃかご	44
2-5-7	ガードレール等	44

#### 第6節 セメント及びセメント混和材料

2-6-1	一般事項	46
2-6-2	セメント	46
2-6-3	混和材料	47
2-6-4	コンクリート用水	47

#### 第7節 プレキャストコンクリート製品

2-7-1	一般事項	48
2-7-2	プレキャストコンクリート製品	48

#### 第8節 瀝青材料

2-8-1	一般事項	48
2-8-2	品質	48
2-8-3	その他の瀝青材料	48
2-8-4	再生用添加剤	49

#### 第9節 合成樹脂製品等

2-9-1	一般事項	49
-------	------	----

#### 第10節 芝及びそだ

2-10-1	一般事項	50
2-10-2	芝	50
2-10-3	そだ	50

#### 第11節 目地及び止水材料

2-11-1	一般事項	50
2-11-2	注入目地材	50
2-11-3	目地材	50
2-11-4	止水板	51

#### 第12節 塗料

2-12-1	一般事項	51
2-12-2	区画線	51
2-12-3	鋼管塗装	51
2-12-4	ダクタイル鋳鉄管塗装	51

第13節 種子	
2-13-1 植生工、植生基盤材吹工等の種子配合	52
第3章 施工共通事項	
第1節 適用	
3-1-1 適用	54
第2節 一般事項	
3-2-1 適用すべき諸基準	54
3-2-2 一般事項	55
第3節 土工	
3-3-1 一般事項	56
3-3-2 掘削工	58
3-3-3 盛土工	59
3-3-4 路体盛土工	60
3-3-5 路床盛土工	61
3-3-6 整形仕上げ工	62
3-3-7 作業土工	62
3-3-8 作業残土処理工	63
第4節 基礎工	
3-4-1 一般事項	63
3-4-2 既製杭工	64
3-4-3 場所打杭工	67
3-4-4 土台木	68
3-4-5 オープンケーソン基礎工	68
3-4-6 ニューマチックケーソン基礎工	69
3-4-7 矢板工	69
3-4-8 砂基礎工	70
3-4-9 砕石基礎工	70
3-4-10 コンクリート基礎工	70
第5節 石・ブロック積(張)工	
3-5-1 一般事項	70
3-5-2 作業土工	71
3-5-3 コンクリートブロック工	71
3-5-4 緑化ブロック工	71
3-5-5 石積(張)工	71
第6節 法面工	
3-6-1 一般事項	72
3-6-2 作業土工	72
3-6-3 植生工	72
3-6-4 法面吹付工	74
3-6-5 法枠工	74
3-6-6 アンカー工	76
3-6-7 かご工	77
第7節 コンクリート	
3-7-1 一般事項	78
3-7-2 レディーミクストコンクリート	78

3-7-3	配 合	79
3-7-4	材料の計量	79
3-7-5	材料の貯蔵	80
3-7-6	練り混ぜ	80
3-7-7	塩化物含有量の限度	80
3-7-8	打込み準備	80
3-7-9	アルカリ骨材抑制対策	80
3-7-10	コンクリート打込み	81
3-7-11	養 生	82
3-7-12	継 目	82
3-7-13	表面仕上げ	83
3-7-14	均しコンクリート	83
第8節 型枠及び支保		
3-8-1	一般事項	84
3-8-2	型 枠	84
3-8-3	支 保	84
第9節 鉄 筋		
3-9-1	鉄筋の加工	84
3-9-2	鉄筋の組立	85
3-9-3	鉄筋の継手	85
第10節 特殊コンクリート		
3-10-1	暑中コンクリート	87
3-10-2	寒中コンクリート	88
3-10-3	水中コンクリート	89
3-10-4	海水の作用を受けるコンクリート	89
3-10-5	プレパックドコンクリート	90
3-10-6	マスコンクリート	90
第11節 一般舗装工		
3-11-1	一般事項	90
3-11-2	舗装準備工	90
3-11-3	アスファルト舗装工	90
3-11-4	コンクリート舗装工	96
3-11-5	砂利舗装工	98
第12節 安全施設工		
3-12-1	一般事項	98
3-12-2	安全施設工	98
第13節 地盤改良工		
3-13-1	一般事項	99
3-13-2	路床安定処理工	99
3-13-3	サンドマット工	99
3-13-4	バーチカルドレーン工	100
3-13-5	締固め改良工	100
3-13-6	固結工	100
3-13-7	置換工	101
第14節 防食対策工		
3-14-1	一般事項	101
3-14-2	防食対策工	102

第15節 耕地復旧工		
3-15-1 一般事項	.....	103
3-15-2 水田復旧工	.....	103
3-15-3 畑地復旧工	.....	103
第16節 水路復旧工		
3-16-1 一般事項	.....	104
3-16-2 土水路工	.....	104
3-16-3 プレキャスト水路工	.....	104
第17節 道路復旧工		
3-17-1 一般事項	.....	104
3-17-2 路体盛土工	.....	104
3-17-3 路床盛土工	.....	104
3-17-4 舗装準備工	.....	104
3-17-5 アスファルト舗装工	.....	104
3-17-6 コンクリート舗装工	.....	104
3-17-7 砂利舗装工	.....	104
3-17-8 道路用側溝工	.....	104
3-17-9 安全施設工	.....	105
3-17-10 区画線工	.....	105
3-17-11 縁石工	.....	105
第18節 用地境界杭工		
3-18-1 一般事項	.....	105
3-18-2 境界杭	.....	105
第19節 構造物撤去工		
3-19-1 一般事項	.....	105
3-19-2 作業土工	.....	106
3-19-3 構造物取壊し工	.....	106
3-19-4 道路施設撤去工	.....	106
3-19-5 運搬処理工	.....	106
第20節 仮設工		
3-20-1 一般事項	.....	106
3-20-2 仮設道路工	.....	107
3-20-3 仮橋工	.....	107
3-20-4 仮廻し水路工	.....	108
3-20-5 仮設土留・仮締切工	.....	108
3-20-6 排水処理工	.....	111
3-20-7 電力設備工	.....	111
3-20-8 橋梁仮設工	.....	111
3-20-9 トンネル仮設備工	.....	112
3-20-10 防塵対策工	.....	113
3-20-11 足場工	.....	113
第21節 共通仮設費		
3-21-1 一般事項	.....	114
3-21-2 事業損出防止費	.....	114
3-21-3 技術管理費	.....	114



第22節  その他	
3-22-1  排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用	115
第2編  工事別編	
第1章  ほ場整備工事	
第1節  適用	
1-1-1  適用	118
第2節  一般事項	
1-2-1  適用すべき諸基準	118
1-2-2  一般事項	118
第3節  整地工	
1-3-1  整地工	119
1-3-2  整形仕上げ工	119
1-3-3  進入路工	119
1-3-4  暗渠排水工	119
1-3-5  付帯工	120
1-3-6  植生工	120
1-3-7  作業残土処理工	120
1-3-8  構造物取壊し工	120
第4節  用水路工（開水路）	
1-4-1  作業土工	120
1-4-2  整形仕上げ工	120
1-4-3  植生工	120
1-4-4  用水路工	120
1-4-5  取水工	121
1-4-6  付帯工	121
第5節  用水路工（管水路）	
1-5-1  管水路工	121
第6節  排水路工	
1-6-1  作業土工	121
1-6-2  整形仕上げ工	121
1-6-3  植生工	121
1-6-4  排水路工	121
1-6-5  付帯工	122
第7節  道路工	
1-7-1  掘削工	122
1-7-2  盛土工	122
1-7-3  路体盛土工	122
1-7-4  路床盛土工	122
1-7-5  整形仕上げ工	122
1-7-6  植生工	122
1-7-7  吹付工	122
1-7-8  舗装準備工	122
1-7-9  アスファルト舗装工	122
1-7-10  コンクリート舗装工	122
1-7-11  砂利舗装工	122

第2章 農用地造成工事	
第1節 適用	
2-1-1 適用	124
第2節 一般事項	
2-2-1 適用すべき諸基準	124
2-2-2 一般事項	124
第3節 基盤工	
2-3-1 暗渠排水工	124
2-3-2 造成土工	124
2-3-3 整形仕上げ工	125
2-3-4 法面排水工	125
2-3-5 法止工	125
2-3-6 作業残土処理工	126
第4節 法面工	
2-4-1 植生工	126
2-4-2 吹付工	126
第5節 畑面工	
2-5-1 畑面工	126
2-5-2 畑面保全工	127
2-5-3 畑面暗渠排水工	127
第6節 道路工	
2-6-1 掘削工	127
2-6-2 盛土工	127
2-6-3 路体盛土工	127
2-6-4 路床盛土工	127
2-6-5 整形仕上げ工	127
2-6-6 舗装準備工	127
2-6-7 アスファルト舗装工	127
2-6-8 コンクリート舗装工	127
2-6-9 砂利舗装工	127
第7節 排水路工	
2-7-1 排水路工	128
第8節 ほ場内沈砂池工	
2-8-1 ほ場内沈砂池工	128
第9節 防災施設工	
2-9-1 作業土工	128
2-9-2 ほ場外沈砂池工	128
2-9-3 洪水調整池工	128
2-9-4 植生工	129
2-9-5 洪水吐工	129
2-9-6 放流工	129
第3章 農道工事	
第1節 適用	
3-1-1 適用	132
第2節 一般事項	
3-2-1 適用すべき諸基準	132

3-2-2	一般事項	132
第3節 土工		
3-3-1	掘削工	132
3-3-2	盛土工	132
3-3-3	路体盛土工	132
3-3-4	路床盛土工	132
3-3-5	整形仕上げ工	133
3-3-6	作業残土処理工	133
第4節 地盤改良工		
3-4-1	路床安定処理工	133
3-4-2	サンドマット工	133
3-4-3	バーチカルドレーン工	133
3-4-4	締固め改良工	133
3-4-5	固結工	133
第5節 法面工		
3-5-1	作業土工	133
3-5-2	植生工	133
3-5-3	法面吹付工	133
3-5-4	法枠工	133
3-5-5	アンカー工	133
3-5-6	かご工	133
第6節 擁壁工		
3-6-1	作業土工	134
3-6-2	既製杭工	134
3-6-3	場所打杭工	134
3-6-4	場所打擁壁工	134
3-6-5	プレキャスト擁壁工	134
3-6-6	補強土壁工	134
3-6-7	井桁ブロック工	134
3-6-8	小型擁壁工	134
第7節 石・ブロック積(張)工		
3-7-1	作業土工	135
3-7-2	コンクリートブロック工	135
3-7-3	緑化ブロック工	135
3-7-4	石積(張)工	135
第8節 カルバート工		
3-8-1	作業土工	135
3-8-2	既製杭工	135
3-8-3	場所打杭工	135
3-8-4	場所打カルバート工	135
3-8-5	プレキャストカルバート工	135
第9節 小型水路工		
3-9-1	作業土工	136
3-9-2	側溝工	136
3-9-3	管渠工	136
3-9-4	集水柵工	136
3-9-5	地下排水工	137
第10節 落石防護工		

3-10-1	作業土工	137
3-10-2	落石防止網工	137
3-10-3	落石防止柵工	137
第11節 構造物撤去工		
3-11-1	構造物取壊し工	137
第12節 舗装工		
3-12-1	舗装準備工	137
3-12-2	アスファルト舗装工	137
3-12-3	コンクリート舗装工	137
3-12-4	砂利舗装工	137
第13節 路面排水工		
3-13-1	作業土工	138
3-13-2	側溝工	138
3-13-3	管渠工	138
3-13-4	集水枿工	138
第14節 付帯施設工		
3-14-1	作業土工	138
3-14-2	安全施設工	138
3-14-3	標識工	138
3-14-4	区画線工	141
3-14-5	縁石工	142
3-14-6	境界工	142
3-14-7	付属物工	142
第4章 水路トンネル工事		
第1節 適用		
4-1-1	適用	144
第2節 一般事項		
4-2-1	適用すべき諸基準	144
4-2-2	一般事項	144
第3節 土工		
4-3-1	作業土工	145
4-3-2	掘削工	145
4-3-3	盛土工	145
4-3-4	整形仕上げ工	145
4-3-5	作業残土処理工	145
第4節 構造物撤去工		
4-4-1	構造物取壊し工	145
第5節 トンネル工		
4-5-1	トンネル掘削工	145
4-5-2	覆工	149
4-5-3	裏込注工	152
4-5-4	水抜工	152
第6節 坑門工		
4-6-1	作業土工	152
4-6-2	コンクリート工	152

第7節	トランジション工	
4-7-1	作業土工	153
4-7-2	トランジション工	153
第8節	付帯工	
4-8-1	安全施設工	153
4-8-2	法面保護工	153
第5章	水路工事	
第1節	適用	
5-1-1	適用	156
第2節	一般事項	
5-2-1	適用すべき諸基準	156
5-2-2	一般事項	156
第3節	土工	
5-3-1	掘削工	156
5-3-2	盛土工	156
5-3-3	整形仕上げ工	156
5-3-4	作業残土処理工	156
第4節	構造物撤去工	
5-4-1	構造物取壊し工	157
第5節	基礎工	
5-5-1	既製杭工	157
第6節	開渠工	
5-6-1	作業土工	157
5-6-2	現場打ち開渠工	157
5-6-3	プレキャスト開渠工	157
第7節	暗渠工	
5-7-1	作業土工	158
5-7-2	現場打ち暗渠工	158
5-7-3	プレキャスト暗渠工	158
第8節	分土工	
5-8-1	作業土工	159
5-8-2	分土工	159
第9節	落差工	
5-9-1	作業土工	159
5-9-2	落差工	159
第10節	水路付帯工	
5-10-1	水抜き工	159
5-10-2	付帯施設工	159
5-10-3	安全施設工	159
第11節	擁壁工	
5-11-1	作業土工	159
5-11-2	現場打ち擁壁工	159
5-11-3	プレキャスト擁壁工	160
5-11-4	石積工	160
5-11-5	コンクリートブロック工	160

第12節	法面工	
5-12-1	植生工	160
5-12-2	吹付工	160
第13節	耕地復旧工	
5-13-1	水田復旧工	160
5-13-2	畑地復旧工	160
第14節	道路復旧工	
5-14-1	路体盛土工	161
5-14-2	路床盛土工	161
5-14-3	舗装準備工	161
5-14-4	アスファルト舗装工	161
5-14-5	コンクリート舗装工	161
5-14-6	砂利舗装工	161
5-14-7	道路用側溝工	161
5-14-8	安全施設工	161
5-14-9	区画線工	161
5-14-10	縁石工	161
第15節	水路復旧工	
5-15-1	土水路工	161
5-15-2	プレキャスト水路工	161

## 第6章 河川及び排水路工事

第1節	適用	
6-1-1	適用	164
第2節	一般事項	
6-2-1	適用すべき諸基準	164
6-2-2	一般事項	164
第3節	土工	
6-3-1	土工	164
第4節	構造物撤去工	
6-4-1	構造物取壊し工	164
第5節	矢板護岸工	
6-5-1	作業土工	164
6-5-2	笠コンクリート工	165
6-5-3	矢板工	165
第6節	法覆護岸工	
6-6-1	一般	165
6-6-2	作業土工	165
6-6-3	コンクリートブロック工	165
6-6-4	多自然型護岸工	166
6-6-5	覆土工	166
6-6-6	羽口工	166
第7節	根固め工	

6-7-1	作業土工	166
6-7-2	根固めブロック工	166
6-7-3	捨石工	167
6-7-4	沈床工	167
第8節 柵渠工		
6-8-1	作業土工	168
6-8-2	柵渠工	168
第9節 合流工		
6-9-1	一般	168
6-9-2	作業土工	168
6-9-3	既製杭工	169
6-9-4	現場打杭工	169
6-9-5	矢板工	169
6-9-6	合流工	169
第10節 水路付帯工		
6-10-1	安全施設工	170
第11節 擁壁工		
6-11-1	作業土工	170
6-11-2	現場打ち擁壁工	170
6-11-3	コンクリートブロック工	170
第12節 法面工		
6-12-1	植生工	170
第13節 耕地復旧工		
6-13-1	水田復旧工	170
6-13-2	畑地復旧工	170
第14節 道路復旧工		
6-14-1	路体盛土工	170
6-14-2	路床盛土工	170
6-14-3	舗装準備工	170
6-14-4	アスファルト舗装工	171
6-14-5	コンクリート舗装工	171
6-14-6	砂利舗装工	171
6-14-7	道路用側溝工	171
6-14-8	安全施設工	171
6-14-9	区画線工	171
6-14-10	緑石工	171
第15節 水路復旧工		
6-15-1	土水路工	171
6-15-2	プレキャスト水路工	171

## 第7章 管水路工事

### 第1節 適用

7-1-1	適用	174
-------	----	-----

### 第2節 一般事項

7-2-1	適用すべき諸基準	174
7-2-2	一般事項	175

第3節	土工	
7-3-1	作業土工	177
7-3-2	掘削工	177
7-3-3	盛土工	177
7-3-4	整形仕上げ工	177
7-3-5	作業残土処理工	177
第4節	構造物撤去工	
7-4-1	構造物取壊し工	177
第5節	管体基礎工	
7-5-1	砂基礎工	177
7-5-2	砕石基礎工	178
7-5-3	コンクリート基礎工	178
第6節	管体工	
7-6-1	硬質ポリ塩化ビニル管布設工	178
7-6-2	強化プラスチック複合管布設工	179
7-6-3	ダクタイル鋳鉄管布設工	179
7-6-4	鋼管布設工	180
7-6-5	弁設置工	183
第7節	分水弁室工	
7-7-1	作業土工	184
7-7-2	弁室工	184
7-7-3	付帯施設設置工	184
第8節	排泥弁室工	
7-8-1	作業土工	185
7-8-2	弁室工	185
7-8-3	付帯施設設置工	185
第9節	空気弁室工	
7-9-1	作業土工	185
7-9-2	弁室工	185
第10節	流量計室工	
7-10-1	作業土工	185
7-10-2	計器類室工	185
7-10-3	付帯施設設置工	185
第11節	制水弁室工	
7-11-1	作業土工	185
7-11-2	弁室工	185
7-11-3	付帯施設設置工	185
第12節	減圧水槽工	
7-12-1	作業土工	185
7-12-2	減圧水槽工	185
7-12-3	付帯施設設置工	185
第13節	スラストブロック工	
7-13-1	スラストブロック工	185
第14節	付帯工	
7-14-1	用地境界杭工	186
7-14-2	埋設物表示工	186
第15節	法面工	



7-15-1	植生工	186
7-15-2	吹付工	186
第16節 耕地復旧工		
7-16-1	水田復旧工	186
7-16-2	畑地復旧工	186
第17節 道路復旧工		
第18節 水路復旧工		
7-18-1	土水路工	186
7-18-2	プレキャスト水路工	186

## 第8章 畑かん施設工事

### 第1節 適用

8-1-1	適用	188
-------	----	-----

### 第2節 一般事項

8-2-1	適用すべき諸基準	188
8-2-2	一般事項	188

### 第3節 土工

8-3-1	作業土工	188
8-3-2	作業残土処理工	188

### 第4節 構造物撤去工

8-4-1	構造物取壊し工	188
-------	---------	-----

### 第5節 管体基礎工

8-5-1	砂基礎工	188
8-5-2	碎石基礎工	188
8-5-3	コンクリート基礎工	188

### 第6節 管体工

8-6-1	硬質ポリ塩化ビニル管布設工	189
8-6-2	ダクタイル鋳鉄管布設工	189
8-6-3	炭素鋼鋼管布設工	189
8-6-4	弁設置工	189

### 第7節 構造物工

8-7-1	分土工設置工	189
8-7-2	排泥弁室工	189
8-7-3	空気弁室工	189
8-7-4	流量計室工	189
8-7-5	制水弁室工	189
8-7-6	スラストブロック工	189

### 第8節 付帯工

8-8-1	用地境界杭工	189
8-8-2	埋設物表示工	189

### 第9節 末端工

8-9-1	給水栓設置工	190
8-9-2	散水支管設置工	190
8-9-3	散水器具工	190

第10節 耕地復旧工	
8-10-1 水田復旧工	190
8-10-2 畑地復旧工	190
第11節 道路復旧工	
8-11-1 舗装準備工	190
8-11-2 アスファルト舗装工	190
8-11-3 コンクリート舗装工	190
8-11-4 砂利舗装工	190
8-11-5 道路用側溝工	190
8-11-6 安全施設工	190
8-11-7 区画線工	190
8-11-8 緑石工	191
第12節 水路復旧工	
8-12-1 土水路工	191
8-12-2 プレキャスト水路工	191
第10章 フィルダム工事	
第1節 適用	
10-1-1 適用	194
第2節 一般事項	
10-2-1 適用すべき諸基準	194
10-2-2 一般事項	194
第3節 転流工	
10-3-1 仮排トンネル	194
10-3-2 雑工	194
第4節 基礎掘削工	
10-4-1 堤体頂部掘削	194
10-4-2 堤体部掘削	194
第5節 原石採取工	
10-5-1 原石山表土廃棄岩処理	196
10-5-2 盛立材採取工	196
第6節 土取場工	
10-6-1 土取場表土処理工	197
10-6-2 ローム材採取工	197
第7節 仮置工	
10-7-1 ストックパイル工	197
第8節 フィルダム堤体工	
10-8-1 盛立工	197
10-8-2 埋設計器	199
10-8-3 堤頂工	199
10-8-4 雑工	199
第9節 監査廊	
10-9-1 掘削工	200
10-9-2 コンクリート工	200
10-9-3 埋設工	200
10-9-4 継目工	200

10-9-5 雑工	201
第10節 洪水吐工	
10-10-1 掘削工	201
10-10-2 コンクリート工	201
10-10-3 埋設工	201
第11節 グラウチング工	
10-11-1 コンクリーショングラウチング工	201
10-11-2 ブランケットグラウチング工	203
10-11-3 カーテン・補助カーテングラウチング工	203
第12節 堤体観測工	
10-12-1 浸透量観測設備	203
第13節 雑工事	
10-13-1 閉塞工	204
10-13-2 グラウチングトンネル	204
10-13-3 法面保護工	204
10-13-4 原形復旧工	204
10-13-5 建設発生土処理工	204
第14節 管理橋上部工	
10-14-1 管理橋上部工	204
第11章 コンクリートダム工事	
第1節 適用	
11-1-1 適用	206
第2節 一般事項	
11-2-1 適用すべき諸基準	206
11-2-2 一般事項	206
第3節 転流工	
11-3-1 仮排トンネル	206
11-3-2 雑工	206
第4節 基礎掘削	
11-4-1 堤体頂部掘削	206
11-4-2 堤体部掘削	206
第5節 原石採取工	
11-5-1 原石山表土廃棄岩処理	207
11-5-2 骨材採取工	207
第6節 堤体工	
11-6-1 コンクリート材料	207
11-6-2 コンクリート打設	208
11-6-3 型枠工	210
11-6-4 埋設工	211
11-6-5 冷却工	212
11-6-6 継目グラウチング	213
11-6-7 天端橋梁	215
11-6-8 堤頂工	215
第7節 グラウチング工	
11-7-1 コンクリーショングラウチング工	215

11-7-2	コンタクトグラウチング工	215
11-7-3	カーテン・補助カーテングラウチング工	215
第8節 雑工事		
11-8-1	閉塞工	215
11-8-2	グラウチングトンネル	215
11-8-3	法面保護工	215
11-8-4	原形復旧工	215
11-8-5	建設発生土処理工	216
11-8-6	湧水処理	216
11-8-7	断層処理	216
第12章 PC橋工事		
第1節 適用		
12-1-1	適用	218
第2節 一般事項		
12-2-1	適用すべき諸基準	218
12-2-2	一般事項	218
第3節 コンクリート橋架設工		
12-3-1	架設工	219
12-3-2	横組工	220
12-3-3	支承工	222
第4節 橋梁付属物工		
12-4-1	伸縮装置工	222
12-4-2	落橋防止工	222
12-4-3	排水装置工	222
12-4-4	地覆工	222
12-4-5	橋梁用防護柵工	222
12-4-6	橋梁用高欄工	222
12-4-7	銘板工	223
12-4-8	現場塗装工	223
第5節 舗装工		
12-5-1	橋面防水工	226
12-5-2	アスファルト舗装工	226
12-5-3	グースアスファルト舗装工	226
12-5-4	コンクリート舗装工	231
第6節 舗装付帯工		
12-6-1	区画線工	231
第13章 橋梁下部工事		
第1節 適用		
13-1-1	適用	234
第2節 一般事項		
13-2-1	適用すべき諸基準	234
13-2-2	一般事項	234

第3節 土工	
13-3-1 掘削工	234
13-3-2 盛土工	234
13-3-3 整形仕上げ工	234
13-3-4 作業残土処理工	234
第4節 橋台工	
13-4-1 作業土工	235
13-4-2 既製杭工	235
13-4-3 場所打杭工	235
13-4-4 躯体工	235
第5節 橋脚工	
13-5-1 作業土工	236
13-5-2 既製杭工	236
13-5-3 場所打杭工	236
13-5-4 躯体工	236
第6節 擁壁工	
13-6-1 作業土工	236
13-6-2 コンクリートブロック工	236
13-6-3 石積工	236
13-6-4 現場打ち擁壁工	236
第7節 法面工	
13-7-1 法枠工	236
13-7-2 植生工	236
13-7-3 吹付工	236
第14章 頭首工工事	
第1節 適用	
14-1-1 適用	238
第2節 一般事項	
14-2-1 適用すべき諸基準	238
14-2-2 一般事項	238
14-2-3 定義	238
第3節 土工	
14-3-1 掘削工	238
14-3-2 盛土工	238
14-3-3 整形仕上げ工	239
14-3-4 作業残土処理工	239
第4節 可動堰本体工	
14-4-1 作業土工	239
14-4-2 既製杭工	239
14-4-3 場所打杭工	239
14-4-4 オープンゲージ基礎工	239
14-4-5 ニューマチックゲージ基礎工	239
14-4-6 止水矢板工	239
14-4-7 床版(堰体)工	239
14-4-8 堰柱工	240
14-4-9 門柱工	240

14-4-10	ゲート操作台工	240
14-4-11	水叩（エプロン）工	240
14-4-12	洪水吐工	240
14-4-13	土砂吐工	240
14-4-14	取付擁壁工	240
第5節 固定堰本体工		
14-5-1	作業土工	240
14-5-2	既製杭工	240
14-5-3	場所打杭工	241
14-5-4	オープンケーソン基礎工	241
14-5-5	ニューマチックケーソン基礎工	241
14-5-6	止水矢板工	241
14-5-7	堰体工	241
14-5-8	水叩（エプロン）工	241
14-5-9	取付擁壁工	241
第6節 護床工		
14-6-1	作業土工	241
14-6-2	根固めブロック工	241
14-6-3	間詰工	241
14-6-4	沈床工	241
14-6-5	捨石工	241
14-6-6	かご工	242
第7節 魚道工		
14-7-1	作業土工	242
14-7-2	魚道本体工	242
第8節 管理橋下部工		
14-8-1	管理橋下部工	242
第9節 管理橋上部工		
14-9-1	一般事項	242
14-9-2	プレテンション桁購入工	242
14-9-3	ポストテンションT（I）桁製作工	243
14-9-4	プレキャストブロック桁購入工	244
14-9-5	プレキャストブロック桁組立工	244
14-9-6	PCホロースラブ製作工	245
14-9-7	PC箱桁製作工	246
14-9-8	クレーン架設工	246
14-9-9	架設桁架設工	246
14-9-10	架設支保工（固定）	246
14-9-11	床版・横組工	246
14-9-12	支承工	246
第15章 機場下部工事		
第1節 適用		
15-1-1	適用	248
第2節 一般事項		
15-2-1	適用すべき諸基準	248
15-2-2	一般事項	248
第3節 土工		
15-3-1	掘削工	248

15-3-2	盛土工	248
15-3-3	整形仕上げ工	249
15-3-4	作業残土処理工	249
第4節 機場本体工		
15-4-1	作業土工	249
15-4-2	既製杭工	249
15-4-3	場所打杭工	249
15-4-4	矢板工	249
15-4-5	本体工	249
15-4-6	燃料貯油槽工	249
第5節 遊水池工		
15-5-1	作業土工	250
15-5-2	既製杭工	250
15-5-3	場所打杭工	250
15-5-4	矢板工	250
15-5-5	側壁工	250
15-5-6	コンクリート床版工	250
15-5-7	現場打水路工	250
第16章 地すべり防止工事		
第1節 適用		
16-1-1	適用	252
第2節 一般事項		
16-2-1	適用すべき諸基準	252
16-2-2	一般事項	252
第3節 土工		
16-3-1	掘削工	252
16-3-2	盛土工	252
16-3-3	整形仕上げ工	252
16-3-4	作業残土処理工	252
第4節 構造物撤去工		
16-4-1	構造物取壊し工	253
第5節 法面工		
16-5-1	植生工	253
16-5-2	吹付工	253
第6節 水抜きボーリング工		
16-6-1	水抜きボーリング工	253
16-6-2	面壁工	253
第7節 集水井設置工		
16-7-1	作業土工	253
16-7-2	集水井工	254
16-7-3	集水ボーリング工	254
16-7-4	排水路ボーリング工	254
第8節 抑止杭工		
16-8-1	作業土工	254
16-8-2	抑止杭工	254

第9節 水路工	
16-9-1 承水路工	255
16-9-2 排水路工	256
第10節 暗渠工	
16-10-1 明暗渠工	256
16-10-2 暗渠工	256
第11節 排土盛土工	
16-11-1 掘削工	256
16-11-2 盛土工	256
16-11-3 整形仕上げ工	256
16-11-4 植生工	256
16-11-5 吹付工	256
第12節 アンカー工	
16-12-1 アンカー工	256
16-12-2 受圧版	256
16-12-3 プレキャスト受圧版	257
第13節 耕地復旧工	
16-13-1 水田復旧工	257
16-13-2 畑地復旧工	257
第14節 道路復旧工	
16-14-1 路体盛土工	257
16-14-2 路床盛土工	257
16-14-3 舗装準備工	257
16-14-4 アスファルト舗装工	257
16-14-5 コンクリート舗装工	257
16-14-6 砂利舗装工	257
16-14-7 道路用側溝工	257
16-14-8 安全施設工	257
16-14-9 区画線工	258
16-14-10 縁石工	258
第15節 水路復旧工	
16-15-1 土水路工	258
16-15-2 プレキャスト水路工	258

## 第17章 PCタンク工事

第1節 適用	
17-1-1 適用	260
第2節 一般事項	
17-2-1 適用すべき書基準	260
17-2-2 一般事項	260
第3節 土工	
17-3-1 作業土工	260
17-3-2 作業残土処理工	260
第4節 床版工	
17-4-1 床版工	260
第5節 側壁工	



17-5-1	側壁工	261
第6節	PC工	
17-6-1	縦締工	261
17-6-2	横締工	261
第7節	歩廊工	
17-7-1	歩廊工	261
第8節	屋根工	
17-8-1	屋根工	262
第9節	付帯設備工	
17-9-1	付帯設備工	262
第10節	管体工	
17-10-1	管体工	262
17-10-2	弁設置工	262
第11節	舗装工	
17-11-1	舗装準備工	262
17-11-2	アスファルト舗装工	262
第18章	ため池改修工事	
第1節	適用	
18-1-1	適用	264
第2節	一般事項	
18-2-1	適用すべき諸基準	264
18-2-2	一般事項	264
18-2-3	定義	264
第3節	堤体工	
18-3-1	雑物除去工	265
18-3-2	表土剥ぎ工	265
18-3-3	掘削工	265
18-3-4	盛土工	265
18-3-5	作業土工	265
18-3-6	作業残土処理工	265
18-3-7	整形仕上げ工	265
18-3-8	掘削土の流用	265
18-3-9	掘削土の搬出工	266
18-3-10	堤体盛立工	266
18-3-11	裏法フィルター工	267
18-3-12	腰ブロック工	267
18-3-13	ドレーン工	267
第4節	地盤改良工	
18-4-1	浅層改良工	267
18-4-2	深層改良工	268
第5節	洪水吐工	
18-5-1	洪水吐工	268
第6節	取水施設工	
18-6-1	取水施設工	269
18-6-2	ゲート及びバルブ製作工	269

18-6-3	取水ゲート工	269
18-6-4	土砂吐ゲート工	270
第7節 浚渫工		
18-7-1	土質改良工	270
第20章 推進工事		
第1節 適用		
20-1-1	適用	272
第2節 一般事項		
20-2-1	適用すべき諸基準	272
20-2-2	一般事項	272
第3節 土		
20-3-1	掘削工	272
20-3-2	盛土工	272
20-3-3	作業残土処理工	272
第4節 推進工		
20-4-1	立杭工	272
20-4-2	推進機	273
20-4-3	推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）	273
20-4-4	推進作業（開放型：刃口推進工法）	274
20-4-5	滑材及び裏込め注入	274
20-4-6	立坑内管布設工	274
第5節 仮設工		
20-5-1	通信・換気設備工	275
20-5-2	送排泥設備工	275
20-5-3	泥水処理設備工	275
20-5-4	注入設備工	275
20-5-5	推進水替工	275
20-5-6	補助地盤改良工	275

# 第1編 共 通 編

## 第1章 総 則

## 第1節 総 則

### 1-1-1 適 用

1. 農業土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、鹿児島県農政部所管の事業に関する土木工事の施工に係る工事請負契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「工事監督実施要領」及び「鹿児島県工事検査規定」による監督、検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。  
また、これら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当っては、地方自治法第234条の2項に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図書は相互に補完し合うものであり、これに定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 受注者の責に帰すべき事由により、復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は受注者の負担とする。
5. 特別仕様書、共通仕様書及び図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けるものとする。
6. 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
7. 設計図書は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位とが併記されている場合、（ ）内を非S I単位とする。受注者は、S I単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合、監督職員と協議しなければならない。なお、非S I単位の使用が認められているものについては、この限りではない。
8. JIS規格や各種協会規格については、本共通仕様書によるものとするが、これら規格が改正した場合は、改正後の基準とする。

### 1-1-2 用語の定義

共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「工事」とは、本体工事及び仮設工事をいう。
- (2) 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工する工事をいう。
- (3) 「仮設工事」とは、工事の施工に必要な各種の仮工事をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (6) 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特別仕様書を総称していう。

- (7)「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- (8)「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。
- (9)「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件を説明するための書類をいう。
- (10)「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (11)「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (12)「工期」とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (13)「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- (14)「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (15)「工事完了」とは、設計図書に示された全ての工事が完了していることをいう。
- (16)「工事完成」とは、設計図書に示された全ての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料が全て監督職員に提出されていることをいう。
- (17)「監督職員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が契約の適正な履行を確保するため定めた者をいう。
- (18)「検査職員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (19)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (20)「承諾」とは、契約図書で示した事項で、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面より同意することをいう。
- (21)「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し実施させることをいう。
- (22)「提出」とは、受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (23)「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (24)「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

## 第1章 総 則

(25)「通知」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面で知らせることをいう。

(26)「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(27)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺したものを有効とする。

なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

(28)「立会」とは、監督職員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。

(29)「施工段階確認」とは、工事に係る出来高（完成時に不可視となる部分）等を設計図書に示した施工段階において、受注者の測定結果等に基づき、監督職員から立会等により確認することをいう。

(30)「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。

(31)「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

(32)「工事検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条及び第 39 条に基づいて給付の確認を行うことをいう。

(33)「同等以上の品質」とは、特別仕様書で指定する品質、又は特別仕様書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督職員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

(34)「S I」とは、国際単位系をいう。

(35)「J I S規格」とは、日本工業規格をいう。

### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等、市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従

わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員から指示によるものとする。

3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

#### 1-1-4 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する「工程表」を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

#### 1-1-5 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| (1) 工事概要   | (8) 緊急時の体制及び対応              |
| (2) 計画工程表  | (9) 交通管理                    |
| (3) 現場組織表  | (10) 安全管理                   |
| (4) 主要機械   | (11) 仮設備計画                  |
| (5) 主要資材   | (12) 環境対策                   |
| (6) 施工方法   | (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法 |
| (7) 施工管理計画 | (14) その他                    |

2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

3. 受注者は、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

#### 1-1-6 欠番

#### 1-1-7 工事实績情報システム（コリンズ）への登録

1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメールを送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズ登録しなければならない。

2. 登録時にJACICが発行する「登録内確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

3. 工事实績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。

- (1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うもの

とし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- (3) 完成時の登録は、工事完成届を提出後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。
- (4) 完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

#### 1-1-8 監督職員

1. 契約書の規定に基づき発注者が監督職員に委任した権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。なお、監督職員と受注者が指示内容等を確認し押印するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

#### 1-1-9 現場技術員

受注者は、設計図書又は打合せ簿で、鹿児島県土地改良事業団体連合会等の現場技術員の配置が示された場合、次によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

- (2) 監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同様である。
- (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

#### 1-1-10 主任技術者等の資格

土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理、また管工事では1級管工事施工管理、電気一式工事では1級電気工事施工管理、建築一式工事では1級建築施工管理に合格した者
- (2) 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）、また管工事では管工事施工管理、電気一式工事では電気工事施工管理、建築一式工事では1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者
- (3) 技術士法（昭和58年法律第25号）による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土



木」とするものに限る。)に合格した者

(4) (社)畑地農業振興協会に登録された畑地かんがい技士の資格を有する者

(5) (社)畑地農業振興協会に登録された畑地かんがい技士若しくは畑地かんがい技士補の資格を有する者

### 1-1-11 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとする。

2. 受注者は、1に規定する工事用地等について、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

工事用地等を返還するに当たっては、受注者は使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けるとともに、当該返還に立会わなければならない。

3. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上必要な用地については、受注者の責任で自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上必要な用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物建設のための掘削等に伴う借地等をいう。

4. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

5. 受注者は、1に規定する工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求してきたときも同様とする。

6. 発注者は、1に規定する工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しない場合、自ら復旧することができるものとし、その費用は請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

### 1-1-12 工事着手

受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後 30 日以内に工事着手しなければならない。

### 1-1-13 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2) 下請負人が、鹿児島県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。

(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結する時は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

### 1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図

1. 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体

## 第1章 総 則

制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（平成31年4月12日土木部長通知）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

### 2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（平成31年4月12日土木部長通知）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

### 3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。

監理（主任）技術者	
氏名	○○ ○○
工事名	○○改良工事
工期	自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
会社	◇◇建設株式会社
写真	2 cm × 3 cm 程 度
	印

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。[注2] 所属会社の社印とする。

図1-1-1 名札の標準図

### 4. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

#### 1-1-15 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき設計図書に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

#### 1-1-16 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、

次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した受注者の事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査、指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整、保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

### 3. 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事等諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

## 1-1-17 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。
  - (1) 契約書第 16 条に規定する工事用地が確保されない場合
  - (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
  - (3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
  - (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
  - (5) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
  - (6) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等において監督職員が必要と認めた場合、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。
3. 本条 2 の場合において、受注者は施工を一時中止する場合、工事現場を適切に保全しなければならない。

## 1-1-18 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

## 1-1-19 工期変更

1. 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工事の変更について、当該変更が契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものと

## 第1章 総 則

する。(以下「事前協議」という。)

2. 監督職員は、事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて受注者に通知するものとし、受注者はこれを確認しなければならない。
3. 受注者は、契約書第 18 条第 5 項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 19 条に基づく工事内容の変更又は契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
6. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

### 1-1-20 支給材料及び貸与品

1. 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備付け、常にその残数量を明らかにしておかなければならない。
2. 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。
3. 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

なお、引渡終了後、契約書第 15 条第 3 項の規定に基づき、支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を作成し、引渡の日から 7 日以内に監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

4. 受注者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。

なお、工事中における機械器具の運転、修理及び管理は、受注者の責任において修理しなければならない。

また、受注者の不注意により、機械器具に故障・破損が生じた場合、受注者の責任において復旧しなければならない。

5. 受注者は、機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で、返却しなければならない。なお、引渡し後であっても、受注者に起因する故障、破損が見つかった

場合、受注者の負担により修理しなければならない。

6. 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料（又は貸与品）返還書を作成し、監督職員を經由して発注者に提出し、指示に従わなければならない。

なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。  
また、返還に要する費用は、受注者の負担とする。

7. その他については、契約書第 15 条の規定によるものとする。

#### 1-1-21 工事現場発生材

受注者は、工事施工によって生じた現場発生材について、工事現場発生材報告書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引渡さなければならない。

#### 1-1-22 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。

なお、設計図書に示されていない場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得るものとする。

2. 建設発生土については、設計図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書の規定等を遵守しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に關係資料を提出しなければならない。
4. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 2 月 1 日付け農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成 14 年 6 月 18 日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成 3 年 12 月 6 日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
5. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
7. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に提出しなければならない。

#### 1-1-23 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置

1. 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。
2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法

## 第1章 総 則

第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。

なお、この書面は、本章1-1-22 建設副産物6に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

### 1-1-24 工事材料の品質

1. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
2. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

また、設計図書において事前に監督職員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

### 1-1-25 監督職員による検査及び立会等

1. 受注者は、設計図書に従い、工事の施工について監督職員の立会を求める場合、立会願を監督職員に提出しなければならない。
2. 監督職員は、工事が設計図書どおりに行われていることを確認するため、必要に応じて工事現場又は製作工場に立入り立会し、資料の提供を請求できるものとする。なお、受注者は、これに協力しなければならない。
3. 受注者は、監督職員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において検査及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 監督職員は、設計図書に定められた確認を机上により行うことができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを提出しなければならない。
5. 監督職員による検査及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。
6. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
7. 施工段階確認
  - (1) 受注者は、設計図書に示す施工段階において、立会いによる検測又は確認を受けなければならない。
  - (2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載するもの

とする。

- (3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、立会願を監督職員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員の立ち会いにより施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。
- (5) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し、監督職員へ提出するものとする。
- (6) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
  - 1) 管理基準値から外れた場合は、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。
  - 2) 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員報告しなければならない。なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

#### 1-1-26 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 1-1-27 工事完成図

1. 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 工事完成図とは、最終の設計図に受注者からの申し出に対し、監督員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。
3. 管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。

#### 1-1-28 工事完成検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の完成通知書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
  - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
  - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
  - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していること。
  - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約書を発注者と締結していること。
2. 発注者は、工事検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

## 第1章 総 則

3. 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことが出来るものとする。
5. 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-25 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。

### 1-1-29 既済部分検査

1. 受注者は、契約書第38条第2項の部分払いの確認請求を行った場合、又は契約書第39条第1項の工事完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行う場合、1の検査を受ける前に監督職員の指示により、工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-27 工事完成検査4の規定に従うものとする。
4. 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-25 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。

### 1-1-30 施工管理

1. 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、あらかじめ定めた規格値により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、1の規格値及び設計図書に定めのない工種について、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。
3. 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。

### 1-1-31 部分使用

受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるとする。

### 1-1-32 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書により監督職員に報告するものとする。

### 1-1-33 使用人等の管理

1. 受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下、「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払状況及び宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。



**1-1-34 工事中の安全管理**

1. 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。
2. 受注者は、監督職員及び管理者の承諾なくして流水又は水陸交通の支障となるような行為等公衆に迷惑を及ぼす施工方法を採用してはならない。
3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
4. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により指定されている場合、これに適合した建設機械を使用しなければならない。  
ただし、より条件にあった建設機械がある場合は、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。特に、重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制約を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水及びその他の天災に対して、気象予報等について十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。
7. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、その区域を板囲、ロープ等で囲うとともに、「立入り禁止」の標示をしなければならない。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、公衆の見やすいところに工事名、工期、事業主体名、工事受注者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を記入した工事標識を設置しなければならない。
10. 安全対策
  - (1) 受注者は、土地改良事業における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全、訓練等を実施しなければならない。
    - 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
    - 2) 工事内容の周知徹底
    - 3) 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
    - 4) 工事における災害訓練
    - 5) 工事現場で予想される事故対策
    - 6) その他、安全、訓練として必要な事項
  - (2) 施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全、訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。
  - (3) 安全、訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。

## 第1章 総 則

11. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
12. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。
13. 監督職員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合においては、受注者はこれに従うものとする。
14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
15. 受注者は、施工計画の立案に当たり、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に、梅雨、台風等の出水期の施工に当たり、工法及び工程について十分に配慮しなければならない。
16. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
17. 受注者は、工事の施工箇所に地下埋設物等を発見した場合、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
18. 受注者は、施工中管理者不明の地下埋設物等を発見した場合、監督職員に報告し、その処置について監督職員の指示により行うものとする。
19. 受注者は、地下埋設物等々に損害を与えた場合、直ちに関係機関及び監督職員に連絡し、応急処置を取るとともに、その補修について、関係機関及び発注者と協議のうえ行うものとする。

### 1-1-35 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合に関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
2. 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。
3. 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。
4. 受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
5. 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

### 1-1-36 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片づけ、かつ撤去し、現場及び工事のかかる部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するものを除く。また工事検査に必要な足場、はしご等

は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

### 1-1-37 電子納品

1. 本工事（業務）は、電子納品対象工事（業務）とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）（令和2年3月）」（以下、「ガイドライン」という）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

2. ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R等）で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取り扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

3. 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

### 1-1-38 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保し、関係機関と監督職員に通報しなければならない。この場合において、受注者は監督職員が指示する期日までに別に定める事故報告書を監督職員に提出しなければならない。

### 1-1-39 環境対策

1. 受注者は、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。

第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1-1-43官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。

3. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。

4. 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物

（1）受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に配慮しつつ、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

（2）受注者は、（1）の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。

（3）受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な

## 第1章 総 則

限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

### 5. 排出ガス対策型建設機械

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事中用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

- (2) 受注者は、工事の施工に当たり表1-1-2に示すトンネル工事中用建設機械表を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

- (3) 受注者は、(1)又は(2)の規定により使用する建設機械の写真を撮影し、工事完了までに、これを監督職員へ提出しなければならない。

表 1-1-1 排出ガス対策型適用の一般工事中建設機械

一般工事中建設機械	摘要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バックホウ</li> <li>・ トラクタショベル（車輪式）</li> <li>・ ブルドーザ</li> <li>・ 発動発電機（可搬式）</li> <li>・ 空気圧縮機（可搬式）</li> <li>・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ，パイプロハンマ，油圧式鋼管圧入引抜機，油圧式杭圧入引抜機，アースオーガ，オールケーシング掘削機，リバーサーキュレーションドリル，アースドリル，地下連続壁施工機，全回転オールケーシング掘削機）</li> <li>・ ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ</li> <li>・ ホイールクレーン</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし，道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で，有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</p>

表 1-1-2 排出ガス対策型適用のトンネル工事中建設機械

トンネル工事中建設機械	摘要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バックホウ</li> <li>・ トラクタショベル</li> <li>・ 大型ブレーカ</li> <li>・ コンクリート吹付機</li> <li>・ ドリルジャンボ</li> <li>・ ダンプトラック</li> <li>・ トラックミキサ</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし，道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で，有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</p>

6. 受注者は，軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって，燃料を購入して使用するときは，当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また，監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合，提示しなければならない。なお，軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては，下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

#### 1-1-40 文化財の保護

1. 受注者は，工事の施工に当たり文化財の保護に十分注意し，使用人等に文化財の重要性を十分認識させ，工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し，監督職員に報告し，その指示に応じなければならない。
2. 受注者は，工事の施工に当たり文化財その他の埋蔵物を発見した場合，発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし，発注者は，当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

#### 1-1-41 交通安全管理

1. 受注者は，工事中運搬路として，公衆に供する道路を使用する場合，積載物の落下等により路面を損傷し，あるいは汚損することのないようにするとともに，第三者に損害を

## 第1章 総 則

与えないようにしなければならない。

なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事について関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を樹立し、災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たり、交通の安全につき講じるべき必要な措置について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。
4. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合、設計図書の定めにより、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行わなければならない。
5. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
6. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
7. 受注者は、設計図書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合において、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
8. 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業が中断する場合は、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
9. 工事の性質上、受注者が水上輸送によることを必要とする場合には、「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。
10. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1-3 車両の一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m (ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大 25.0 t)
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t)、1.8m以上の場合は 20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

11. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

但し、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導警備員は、交通誘導警備業務を行う場所毎に 1 名以上は、1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を配置すること。

また、請負者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員 2 級検定合格警備員	改正警備業法 (H17. 11. 21 施行) における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が 1 年以上である者

### 1-1-42 諸法令、諸法規の遵守

受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。

なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 地方自治法      | (昭和 22 年法律第 67 号)  |
| (2) 建設業法       | (昭和 24 年法律第 100 号) |
| (3) 下請代金遅延等防止法 | (昭和 31 年法律第 120 号) |

## 第1章 総 則

(4) 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号)
(5) 労働安全衛生法	(昭和 47 年法律第 57 号)
(6) 作業環境測定法	(昭和 50 年法律第 28 号)
(7) じん肺法	(昭和 35 年法律第 30 号)
(8) 雇用保険法	(昭和 49 年法律第 116 号)
(9) 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)
(10) 健康保険法	(大正 11 年法律第 70 号)
(11) 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和 51 年法律第 33 号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成 3 年法律第 94 号)
(14) 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)
(15) 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)
(16) 道路運送法	(昭和 26 年法律第 183 号)
(17) 道路運送車両法	(昭和 26 年法律第 186 号)
(18) 砂防法	(明治 30 年法律第 29 号)
(19) 地すべり等防止法	(昭和 33 年法律第 30 号)
(20) 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)
(21) 海岸法	(昭和 31 年法律第 101 号)
(22) 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)
(23) 港則法	(昭和 23 年法律第 174 号)
(24) 漁港漁場整備法	(昭和 25 年法律第 137 号)
(25) 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)
(26) 航空法	(昭和 27 年法律第 231 号)
(27) 公有水面埋立法	(大正 10 年法律第 57 号)
(28) 軌道法	(大正 10 年法律第 76 号)
(29) 森林法	(昭和 26 年法律第 249 号)
(30) 環境基本法	(平成 5 年法律第 91 号)
(31) 火薬類取締法	(昭和 25 年法律第 149 号)
(32) 大気汚染防止法	(昭和 43 年法律第 97 号)
(33) 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)
(34) 水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和 59 年法律第 61 号)
(36) 振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号)
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)
(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成 12 年法律第 113 号)
(39) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 12 年法律第 104 号)
(40) 文化財保護法	(昭和 25 年法律第 214 号)
(41) 砂利採取法	(昭和 43 年法律第 74 号)
(42) 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)



(43) 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)
(44) 測量法	(昭和 24 年法律第 188 号)
(45) 建築基準法	(昭和 25 年法律第 20 号)
(46) 都市公園法	(昭和 31 年法律第 79 号)
(47) 自然公園法	(昭和 32 年法律第 131 号)
(48) 漁業法	(昭和 24 年法律第 267 号)
(49) 電波法	(昭和 25 年法律第 131 号)
(50) 土壌汚染対策法	(平成 14 年法律第 53 号)
(51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(平成 12 年法律第 127 号)
(52) 地方公共団体の関係諸条例	
(53) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成 17 年法律第 18 号)
(54) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成 17 年法律第 51 号)
(55) 職業安定法	(昭和 22 年法律第 141 号)
(56) 農薬取締法	(昭和 23 年法律第 82 号)
(57) 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)
(58) 厚生年金保険法	(昭和 29 年法律第 115 号)
(59) 最低賃金法	(昭和 34 年法律第 137 号)
(60) 所得税法	(昭和 40 年法律第 33 号)
(61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の 防止等に関する特別措置法	(昭和 42 年法律第 131 号)
(62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(昭和 44 年法律第 84 号)
(63) 著作権法	(昭和 45 年法律第 48 号)
(64) 自然環境保全法	(昭和 47 年法律第 85 号)
(65) 警備業法	(昭和 47 年法律第 117 号)
(66) 工業標準化法	(昭和 24 年法律第 185 号)
(67) 計量法	(平成 4 年法律第 51 号)
(68) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成 12 年法律第 100 号)
(69) 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律	(平成 15 年法律第 58 号)
(70) 技術士法	(昭和 58 年法律第 25 号)
(71) 肥料取締法	(昭和 25 年法律第 127 号)

### 1-1-43 官公庁への手続き等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例又は設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。  
ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を得るものとする。
3. 受注者は、2に規定する届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責

任において行うものとする。

受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意をもって対応しなければならない。

5. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意を持ってその解決に当たらなければならない。
7. 受注者は、交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

#### 1-1-44 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、設計図書に施工時期又は施工時間が定められている場合で、それを変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

#### 1-1-45 工事測量

1. 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮 B.M.）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合、監督職員の指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮 B.M.）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

2. 受注者は、測量標（仮 B.M.）の設置に当たり、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
3. 受注者は、用地幅杭、測量標（仮 B.M.）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。

なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保存に対して責任を負わなければならない。
6. 工事測量は、受注者の責任において行わなければならない。

#### 1-1-46 提出書類

1. 提出書類は、工事請負契約に係る提出書類の書式等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及

びその他現場説明の際指定した書類をいう。

### 1-1-47 工事特性等への対応状況の報告

1. 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。
2. なお、本報告事項については、工事成績評定の参考とする。
3. 情報化施工とは、情報通信技術（ICT）を工事の施工等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。
4. 新技術とは、農業農村整備民間技術情報データベース（以下「NNTD」という。）及び新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術、NNTD又はNETISには登録されていないものの、従来の標準的な技術に比べて活用の効果が同等以上の技術又は同等以上と見込まれる技術、及び特殊な現場条件下における独自の工法による技術等である。

### 1-1-48 不可抗力による損害

1. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。
  - (1) 降雨に起因する場合  
次のいずれかに該当する場合
    - 1) 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
    - 2) 1時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上
  - (2) 強風に起因する場合  
最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合
  - (3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合  
地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
2. 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-34 工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

### 1-1-49 特許権等

1. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したとき、監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
2. 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。  
なお、出願及び権利が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除

又は編集して利用することができる。

#### 1-1-50 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し、工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完了後速やかに、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

#### 1-1-51 臨機の処置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認める時は、臨機の処置を執らなければならない。また、受注者は、処置を執った場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象に伴い、工事目的物の品質、出来高の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

#### 1-1-52 産業廃棄物税

本工事に発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

#### 1-1-53 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。

県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。

#### 1-1-54 監理技術者等の途中交代

1. 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職等、真にやむを得ないほか、下記に該当する場合である。
  - ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
  - ②橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する場合
  - ③ダム、トンネル等の大規模な工事で一つの契約工期が多年におよぶ場合
3. 上記1のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

**1-1-55 監理技術者等の専任を要しない期間**

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。
2. 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

**1-1-56 現場代理人の工事現場への常駐（専任）を要しない期間**

1. 現場代理人の工事現場への常駐（専任）を要しない期間は次のとおりとする。

ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

  - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は架設工事等が開始されるまでの期間。
  - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間。
  - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取り締りを行うことができる。
  - (4) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工場現場において作業等が行われていない期間。
2. 発注者への報告

1の要件を満たす場合は、現場代理人の工場現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておく。

**1-1-57 品質証明**

1. 受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。
  - (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。
  - (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
  - (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

## 第1章 総 則

(4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。

(5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。

なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

### 1-1-58 管内（県内）建設業者の優先活用

1. 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、当該振興局管内（施工地を管轄する振興局、支庁単位）に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
2. 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
3. 請負業者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

### 1-1-59 県産資材の優先使用

1. 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
2. 請負業者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材等を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承認を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート)、コンクリート二次製品 石材類、アスファルト合材、木材、樹木、芝
-----------------	---

3. 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合には、その理由を記載すること。
4. 請負業者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

### 1-1-60 鉄道等高圧線に近接した測量作業等の感電事故防止対策

1. 鉄道等高圧線に近接した場所において測量作業等を実施する場合は、受注者は、事前に鉄道事業者等と事故防止対策会議など緊密に連絡を取ることとする。
2. 受注者は、前項の作業を行う場合には、感電事故の防止のため、3m以下の絶縁型のスタッフやポールを使用することとする。

### 1-1-61 手すり先行型足場

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

### 1-1-62 熱中症対策

作業現場における熱中症対策については、下請業者や資材関係業者など工事関係者全てに対して対策を講じること。

### 1-1-63 ダンプトラック等における過積載等の防止

1. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3. 資材等の過積載を防止するため資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
4. さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6. 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
7. 1から6のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

### 1-1-64 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、ヤスデ発生地区(奄美地区を除く)で土や樹木等の移動(搬出入)が必要な工事の実施については、下記「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

#### ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1. 土・樹木等の措置
  - (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
  - (2) 廃棄樹木等については、焼却処理する。
2. やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置
  - (1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。
  - (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。
3. 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置
 

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。
4. 未発生地区での措置
 

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

なお、これまでに発生が確認されたことのある市町村については、鹿児島県のホームページで確認し、詳細は、各市町村に確認することとする。

### 1-1-65 鳥インフルエンザ感染防止対策

1. 移動制限区域外から区域内へ資材搬入等の場合
  - (1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域外から区域内へ資材搬入を行う工事においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、以下の感染防止対策を実施すること。
    - ① 工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消

## 第1章 総 則

毒を受けること。

- ② 工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
- ③ 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。
- ④ 上記について、下請業者や資材関係業者など工事の関係者全てに徹底すること。

(2) 移動制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページで常に最新の情報を確認すること。

### 2. 移動制限区域内での工事施工の場合

(1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域内での工事施工においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、必要な資材等が準備出来次第速やかに、以下の感染防止対策を実施すること。

- ① 工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
- ② 工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
- ③ 現場の出入口では、必ず全ての車輛の入退場に対して車輛の消毒を実施し、現場関係者に対しては消毒マット等の方法により防疫措置を徹底すること。
- ④ 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。
- ⑤ 上記について、下請業者や資材関係業者など、本工事（業務）の関係者全てに徹底すること。
- ⑥ ③については、状況写真を1枚撮影し、現場管理写真（業務報告書）に添付すること。

(2) 上記③における消毒薬の材料代等については、実績数量により設計変更するものとし、事前に監督職員と協議すること。

(3) 移動制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページで常に最新の情報を確認すること。

### 1-1-66 口蹄疫対策

家畜伝染病「口蹄疫」が発生した場合、下記により感染防止を実施すること。

1. 関係者が制限区域内に入入りする場合は、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行などの防疫措置を徹底すること。
2. 関係車両が制限区域内に入入りする場合は、必ず消毒ポイントが設けられている道路を通過し、消毒を受けること。
3. 移動制限区域及び搬出制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページ等で常に最新の情報を確認すること。

### 1-1-67 間接工事費等諸経費動向調査

「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事とされた場合には、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員



に提出するものとする。

また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

#### 1-1-68 国土調査の基準点等の保全

##### 1. 国土調査の基準点等測量標識等の保全

施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

#### 1-1-69 測量作業等の感電事故防止対策の強化

1. 鉄道等高压線に近接した場所において、測量作業等を実施する場合は、受注者は、事前に施設管理者等と事故防止対策会議など緊密に連絡をとること。
2. 受注者は、前項の作業を行う場合には、感電事故の防止のため、3 m以下の絶縁型のスタッフやポールを使用すること。

#### 1-1-70 アスベスト（石綿）対策

掘削作業等において石綿を使用した管等が発見された場合、「石綿障害予防規則」に定める措置が義務づけられているため、直ちに監督職員に報告するものとする。

#### 1-1-71 ウイルス対策

1. 使用するパソコンはウイルス対策を必ず行うこと。
2. 市販のウイルス対策ソフトを使用パソコンにインストールし、常に最新の検索エンジン、パターンファイルを適用すること。
3. 外部から持ち込むデータについては、コピー、保存、閲覧などの前に必ずウイルスチェックを行うこと。
4. OSは常に最新のアップデートを行うこと。
5. 業務に必要なデータのみを記録媒体に保存し、提出前にウイルス検索を行い提出すること。
6. 使用するパソコン環境及びウイルス対策ソフト名について、施工計画書・業務計画書に記載すること。

## 第1章 総 則

# 第2章 材 料

## 第1節 一般事項

### 2-1-1 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に示す場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に示されていない仮設材料については除くものとする。

また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の優先使用について、監督職員と協議するものとする。

### 2-1-2 材料の見本又は資料の提出

受注者は、設計図書及び監督職員が指示する工事材料について、事前に見本又は資料を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

### 2-1-3 材料の試験及び検査

1. 受注者は、設計図書及び監督職員の指示により検査又は試験を行うこととしている工事材料について、使用前にJIS規格又は指示する方法により検査又は試験を行わなければならない。
2. 受注者は、検査又は試験に合格したものであっても、使用時において監督職員が変質又は不良品と認めた材料について、再度試験等を行い合格したものを使用しなければならない。また、不良品については、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

### 2-1-4 材料の保管管理

受注者は、現場に搬入された材料を現場内の工事に支障をきたさない場所に整理、保管し、変質、損傷を受けないように管理しなければならない。

## 第2節 土

### 2-2-1 一般事項

工事に使用する土は、設計図書に示す場合を除き、この仕様書における関係各条項に適合したものとする。

### 2-2-2 盛土材料

盛土材料は、ごみ、竹木、草根、その他の腐蝕し易い雑物を含まないものとする。

### 2-2-3 土羽土

土羽土は、芝の生育及び法面維持に適したものを使用するものとする。

## 第3節 木 材

### 2-3-1 一般事項

1. 設計図書に示す寸法表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材にあつては、特に示す場合を除き末口寸法とする。
2. 工事に使用する木材は、設計図書に示す仕様のもので、強度に影響を与える腐朽、裂目その他の欠陥のないものとする。
3. 木杭及び丸太は、設計図書で示す場合を除き、樹皮を剥いだ生木を使用する。

## 第4節 石材及び骨材

### 2-4-1 一般事項

工事に使用する石材及び骨材は、設計図書に示した場合を除き、この仕様書における関係各条項に定めた規格で、強度、耐久性、じん性及び摩耗抵抗性を有し、風化、裂目等がないものとする。

### 2-4-2 間知石

J I S A 5003 石材に適合したもので、控えは四方落しとし、面はほぼ平らで方形に近いものとする。

### 2-4-3 割 石

J I S A 5003 石材に適合したもので、控えは二方落しとし、面はほぼ平らで方形に近いものとする。

### 2-4-4 割ぐり石

J I S A 5006 割ぐり石に適合したもので、天然石を破碎したものであつて、うすっぺらなもの及び細長いものであつてはならない。

### 2-4-5 雑割石

形状は、概ねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであつてはならない。  
前面は、概ね四辺形であつて、二稜辺の平均長さが控長の2/3程度のものとする。

### 2-4-6 雑石（粗石、野面石）

雑石（粗石、野面石）は、天然石又は破碎石で、うすっぺらなもの及び細長いものであつてはならない。

### 2-4-7 玉 石

玉石とは、丸みをもつ天然石で径が15 cm～25 cmのものをいい、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであつてはならない。

### 2-4-8 栗 石

栗石は、玉石又は割ぐり石で20 cm以下の小さいもので、うすっぺらなもの及び細長いものであつてはならない。

### 2-4-9 その他の砂利、砂、碎石類

1. 砂利及び碎石の粒度、形状及びごみ、どろ、有機不純物の含有量は、設計図書に示す場合を除き、この仕様書における関係各条項に適合したものとする。

2. 砂の粒度及びごみ，どろ，有機不純物の含有量は，設計図書に示す場合を除き，この仕様書における関係各条項に適合したものとする。
3. 切込砂利及び切込碎石は，本条1及び2の仕様に準拠し，最大粒径等は，設計図書によるものとする。
4. スラグは，高炉鉍サイ等を破碎したもので，均一な材質と密度を持ち，どろ，有機不純物等の含有量は，使用目的に応じたものとしなければならない。

#### 2-4-10 コンクリート用骨材

1. 設計図書に示す場合を除き，次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの，又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
  - (1) J I S A 5005 （コンクリート用碎石及び砕砂）
  - (2) J I S A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材））
  - (3) J I S A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材  
（フェロニッケルスラグ骨材））
  - (4) J I S A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材））
  - (5) J I S A 5015 （道路用鉄鋼スラグ）
  - (6) J I S A 5021 （コンクリート用再生骨材H）
  - (7) J I S A 5308 （レディミクストコンクリート）付属書A（レディミクスト  
コンクリート用骨材
2. 骨材の粒度，有害物含有量，耐久性については，J I S規格等によるものとする。
3. 細骨材及び粗骨材は，大小粒が適度に混合しているものとする。

#### 2-4-11 アスファルト舗装用骨材等

1. アスファルト舗装用骨材は，J I S A 5001 道路用碎石に適合したもの，又はこれと同等以上の品質を有するものとする。  
砂利を使用する場合は，設計図書によるものとする。
2. 碎石の耐久性，有害物含有量等は，J I S規格等によるものとする。
3. 碎石の粒度は，設計図書に示す場合を除き，舗装施工便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし，表2-4-1の規格に適合したものとする。

表 2-4-1 碎石の粒度

ふるいの目の開き	粒度範囲 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率														
		106 mm	75 mm	63 mm	53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	1.18 mm	425 μm	75 μm	
呼び名																
単 粒 度 砕 石	S-80 (1号)	80~60	100	85 ~ 100	0 ~ 15											
	S-60 (2号)	60~40		100	85 ~ 100	-	0 ~ 15									
	S-40 (3号)	40~30				100	85 ~ 100	0 ~ 15								
	S-30 (4号)	30~20					100	85 ~ 100	-	0 ~ 15						
	S-20 (5号)	20~13							100	85 ~ 100	0 ~ 15					
	S-13 (6号)	13~5								100	85 ~ 100	0 ~ 15				
	S-5 (7号)	5~2.5									100	85 ~ 100	0 ~ 25	0 ~ 5		
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0				100	95 ~ 100	-	-	60 ~ 90	-	30 ~ 65	20 ~ 50	-	10 ~ 30	2 ~ 10
	M-30	30~0					100	95 ~ 100	-	60 ~ 90	-	30 ~ 65	20 ~ 50	-	10 ~ 30	2 ~ 10
	M-25	25~0						100	95 ~ 100	-	55 ~ 85	30 ~ 65	20 ~ 50	-	10 ~ 30	2 ~ 10
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	C-40	40~0				100	95 ~ 100	-	-	50 ~ 80	-	15 ~ 40	5 ~ 25			
	C-30	30~0					100	95 ~ 100	-	55 ~ 85	-	15 ~ 40	5 ~ 30			
	C-20	20~0							100	95 ~ 100	60 ~ 90	20 ~ 50	10 ~ 35			

注1) 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の碎石であっても、他の碎石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

注2) 花崗岩や頁岩などの碎石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

4. 再生砕石

再生砕石の粒度は、表 2-4-2 の規格に適合したものとする。

表 2-4-2 再生砕石の粒度

ふるい目の開き		粒径範囲 (呼び名)		
		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)
通過質量百分率 %	53 mm	100		
	37.5 "	95~100	100	
	31.5 "	—	95~100	
	26.5 "	—	—	100
	19 "	50~80	55~85	95~100
	13.2 "	—	—	60~90
	4.75 "	15~40	15~45	20~50
2.36 "	5~25	5~30	10~35	

注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

5. 再生粒度調整砕石

再生粒度調整砕石の粒度は、表 2-4-3 の規格に適合したものとする。

表 2-4-3 再生粒度調整砕石の粒度

ふるい目の開き		粒径範囲 (呼び名)		
		40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)
通過質量百分率 %	53 mm	100		
	37.5 "	95~100	100	
	31.5 "	—	95~100	100
	26.5 "	—	—	95~100
	19 "	60~90	60~90	—
	13.2 "	—	—	55~85
	4.75 "	30~65	30~65	30~65
	2.36 "	20~50	20~50	20~50
	425 μm	10~30	10~30	10~30
	75 "	2~10	2~10	2~10

注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

6. 鉄鋼スラグ

路盤材に用いる鉄鋼スラグの粒度及び材質は、J I S A 5015 道路用鉄鋼スラグ及び舗装施工便覧によるものとする。

7. アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装再生便覧（(公社)日本道路協会）によるものとし、表 2-4-4 の規格に適合したものとする。



表 2-4-4 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

項 目 名 称	旧アスファルト 含有量 (%)	旧アスファルトの 針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量試 験で 75 μ mを通過 する量 (%)
規格値	3.8 以上	20 以上	5 以下

注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

注2) 各項目の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや路盤発生材の過度な混入を避けることを配慮し、さらに実績を加味して定めたものである。

注3) アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13mm, 13~5mm, 5~0mm の3種類の粒度や 20~13mm, 13~0mm の2種類の粒度にふるい分けられている場合が多い。各項目に示される各規格は、13~0mm の粒度区分のものに適用する。

注4) アスファルトコンクリート再生骨材の 13mm 以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。また、13~0mm あるいは 13~5mm, 5~0mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13~0mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。

注5) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量および 75 μ m を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

注6) 骨材の微粒分量試験は JIS A 1103 により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μ mふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは 60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める(旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μ mふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。

注7) アスファルト混合物層の切削材は、その品質が各項目に適合するものであれば、再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。

## 8. 砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス(砕石ダスト)等を用い、混合物に適した粒度で、アスファルト混合物に有害となる不純物を含んではならない。

スクリーニングスの粒度は、舗装施工便覧によるものとする。

## 9. フィラー

## (1) フィラー材

フィラー材は、契約図書に特段の定めがない限り、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュを用いる。

## (2) 石粉

石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1%以下のものを使用する。

## (3) その他のフィラー

1) 消石灰及びセメントを剥離防止のためにフィラーとして使用する場合は、舗装施工便覧によるものとする。

2) 回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲等の性状は、舗装施工便覧によるものとする。

## 10. 安定材

## (1) 瀝青材料

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及びJ I S K 2208 石油アスファルト乳剤に適合したものとする。

## (2) セメント

セメント安定処理に使用するセメントは、設計図書で示す場合を除き、原則としてJ I S R 5211 高炉セメントを使用するものとし、施工上の都合からやむを得ず他のセメントを使用する場合、監督職員と協議するものとする。

## (3) 石 灰

石灰安定処理に使用する石灰の品質は、J I S R 9001 工業用石灰の規格に適合したものとする。

## 第5節 鋼 材

## 2-5-1 一般事項

1. 工事に使用する鋼材は、設計図書に示す形状、寸法及び品質を有しているもので、錆、腐蝕等変質したものであってはならない。
2. 受注者は、鋼材をちり、ほこり、ごみや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。

## 2-5-2 鋼 材

鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

## 1. 構造用圧延鋼材

- |                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| (1) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)      | 記号 S S          |
| (2) J I S G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)      | 記号 S M          |
| (3) J I S G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)    | 記号 S R, S D     |
| (4) J I S G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) | 記号 S M A        |
| (5) J I S G 3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼)  | 記号 S R R, S D R |
| (6) J I S G 3123 (みがき棒鋼)          | 記号 S G D        |

- (7) J I S G 3191 (熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状,  
寸法及び質量並びにその許容差)
- (8) J I S G 3192 (熱間圧延形鋼の形状, 寸法, 質量及びその許容差)
- (9) J I S G 3193 (熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状, 寸法, 質量及びその許容差)
- (10) J I S G 3194 (熱間圧延平鋼の形状, 寸法, 質量及びその許容差)
- (11) J I S G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) 記号 S - C
- (12) J I S G 4052 (焼入性を保証した構造用鋼鋼材 (H鋼))  
記号 S M n , S C r , S C M  
, S N C M

## 2. 軽量形鋼

- (1) J I S G 3350 (一般構造用軽量形鋼) 記号 S S C

## 3. 鋼 管

- (1) J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管—第1部:直管) 記号 S T W
- (2) J I S G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管—第2部:異形管) 記号 F
- (3) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) 記号 S T K
- (4) J I S G 3445 (機械構造用炭素鋼鋼管) 記号 S T K M
- (5) J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) 記号 S G P
- (6) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管) 記号 S T P G
- (7) J I S G 3455 (高圧配管用炭素鋼鋼管) 記号 S T S
- (8) J I S G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管) 記号 S T P Y
- (9) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) 記号 S U S - T P
- (10) J I S G 3466 (一般構造用角形鋼管) 記号 S T K R
- (11) W S P A - 101 - 2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 S T W

## 4. 鋳鉄品, 鋳鋼品及び鍛鋼品

- (1) J I S G 3201 (炭素鋼鍛鋼品) 記号 S F
- (2) J I S G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) 記号 S 10 C ~ S 58 C  
S 09 C K ~ S 20 C K
- (3) J I S G 5101 (炭素鋼鋳鋼品) 記号 S C
- (4) J I S G 5102 (溶接構造用鋳鋼品) 記号 S C W
- (5) J I S G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)  
記号 S C C , S C M n , S C S i M n  
S C M n C r , S C M n M , S C C r M  
S C M n C r M , S C N C r M
- (6) J I S G 5121 (ステンレス鋼鋳鋼品) 記号 S C S
- (7) J I S G 5501 (ねずみ鋳鉄品) 記号 F C
- (8) J I S G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品) 記号 F C D
- (9) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (10) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 D 1 ~ 4 . 5
- (11) J I S G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) 記号 D F

- (12) J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号 DA~DD  
 (13) J D P A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1~D5, DPF  
 (14) J D P A G 1042 (NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1, D2, DS  
 (15) J D P A G 1046 (PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1~D4

## 5. ボルト用鋼材

- (1) J I S B 1180 (六角ボルト)  
 (2) J I S B 1181 (六角ナット)  
 (3) J I S B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト, 六角ナット, 平座金のセット)  
 (4) J I S B 1256 (平座金)  
 (5) J I S B 1198 (頭付きスタッド)  
 (6) J I S M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)  
 (7) J I S G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品) 記号 FCD  
 (8) 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット ( (公社) 日本道路協会)  
 (9) 支圧接合用打込み式高力ボルト, 六角ナット, 平座金暫定規格 ( (社) 日本道路協会 1971)

## 2-5-3 溶接材料

溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。

- (1) J I S Z 3201 (軟鋼用ガス溶加棒) 記号 GA, GB  
 (2) J I S Z 3211 (軟鋼, 高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 E  
 (3) J I S Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 DA  
 (4) J I S Z 3221 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) 記号 ES  
 (5) J I S Z 3251 (硬化肉盛用被覆アーク溶接棒) 記号 DF  
 (6) J I S Z 3312 (軟鋼, 高張力鋼及び低温用鋼用マグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ) 記号 YGW  
 (7) J I S Z 3313 (軟鋼, 高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) 記号 T  
 (8) J I S Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ) 記号 YGA  
 (9) J I S Z 3316 (軟鋼, 高張力鋼及び低温用鋼用ティグ溶接及びソリッドワイヤ) 記号 YGT  
 (10) J I S Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) 記号 YFA  
 (11) J I S Z 3321 (溶接用ステンレス鋼溶加棒, ソリッドワイヤ及び鋼帯) 記号 YS, BS  
 (12) J I S Z 3323 (ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ及び溶加棒) 記号 TS

- (13) J I S Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)  
記号 Y S
- (14) J I S Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラブ溶接用フラックス)  
記号 S F, S A, S M

#### 2-5-4 線材及び線材二次製品

線材等は、次の規格に適合したものとする。

- |                                   |    |  |
|-----------------------------------|----|--|
| (1) J I S G 3109 (P C鋼棒)          | 記号 | S B P R, S B P D   |
| (2) J I S G 3502 (ピアノ線材)          | 記号 | S W R S  |
| (3) J I S G 3506 (硬鋼線材)           | 記号 | S W R H  |
| (4) J I S G 3522 (ピアノ線)           | 記号 | S W P  |
| (5) J I S G 3525 (ワイヤロープ)         |    |  |
| (6) J I S G 3532 (鉄線)             | 記号 | S W M  |
| (7) J I S G 3533 (バーブドワイヤ)        | 記号 | B W G S  |
| (8) J I S G 3536 (P C鋼線及びP C鋼より線) | 記号 | S W P R, S W P D   |
| (9) J I S G 3537 (亜鉛めっき鋼より線)      |    |  |
| (10) J I S G 3538 (P C硬鋼線)        | 記号 | S W C R, S W C D   |
| (11) J I S G 3540 (操作用ワイヤロープ)     |    |  |
| (12) J I S G 3543 (合成樹脂被覆鉄線)      | 記号 | S W M V, S W M E   |
| (13) J I S G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)    | 記号 | W F P, W E P - D<br>W F C, W F C - D<br>W F R, E F R - D<br>W F I, W F I - D |
| (14) J I S G 3552 (ひし形金網)         | 記号 | Z - G S, Z - G H<br>C - G S, C - G H<br>V - G S, V - G H<br>E - G S, E - G H |
| (15) J I S A 5504 (ワイヤラス)         |    |  |
| (16) J I S A 5505 (メタルラス)         |    |  |

#### 2-5-5 鋼材二次製品

鋼材二次製品については、次の規格に適合したものとする。

##### 1. 鋼管杭

- (1) J I S A 5525 (鋼管ぐい) 記号 S K K

##### 2. H形鋼杭

- (1) J I S A 5526 (H形鋼ぐい) 記号 S H K

##### 3. 鋼矢板

- (1) J I S A 5528 (熱間圧延鋼矢板) 記号 S Y  
(2) J I S A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板) 記号 S Y W

##### 4. 鋼管矢板

- (1) J I S A 5530 (鋼管矢板) 記号 S K Y

##### 5. 鋼製支保工

- (1) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材) 記号 S S  
 (2) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) 記号 S T K

## 6. バルブ類

- (1) J I S B 2062 (水道用仕切弁)  
 (2) J W W A B 120 (水道用ソフトシール仕切弁)  
 (3) J W W A B 122 (水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁)  
 (4) J W W A B 137 (水道用急速空気弁)  
 (5) J W W A B 138 (水道用バタフライ弁)

## 7. コルゲートパイプ

- (1) J I S G 3471 (コルゲートパイプ) 記号 S C P

**2-5-6 鉄線じゃかご**

鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m<sup>2</sup>以上のめっき鉄線を使用するものとする。

- (1) J I S A 5513 (じゃかご)

**2-5-7 ガードレール等**

ガードレール等については、次の規格に適合したものとする。

## 1. ガードレール

- (1) ビーム (袖ビーム含む)  
 1) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材) m  
 (2) 支 柱  
 1) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)  
 (3) ブラケット  
 1) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)  
 (4) ボルトナット  
 1) J I S B 1180 (六角ボルト)  
 2) J I S B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM20) は強度区分 4.6 とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は強度区分 6.8 とするものとする。

## 2. ガードケーブル

- (1) ケーブル  
 1) J I S G 3525 (ワイヤーロープ)  
 ケーブルの径は 18mm、構造は 3 × 7 G / 0 とする。なお、ケーブル 1 本当たりの破断強度は 160 k N 以上の強さを持つものとする。  
 (2) 支 柱  
 1) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)  
 (3) ブラケット  
 1) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)  
 (4) 索端金具

ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブル 1 本当たりの破断

強度以上の強さを持つものとする。

(5) 調整ねじ

強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。

(6) ボルトナット

1) J I S B 1180 (六角ボルト)

2) J I S B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM12) 及びケーブル取付け用ボルト (ねじの呼びM10) はともに強度区分 4.6 とするものとする。

3. ガードパイプ

(1) パイプ

1) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(2) 支 柱

1) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) ブラケット

1) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) 継 手

1) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

2) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(5) ボルトナット

1) J I S B 1180 (六角ボルト)

2) J I S B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は強度区分 4.6 とし、継手用ボルト (ねじの呼びM16) [種別Ap] M14 [種別Bp 及びCp] ) は強度区分 6.8 とするものとする。

## 第6節 セメント及びセメント混和材料

### 2-6-1 一般事項

セメントは、設計図書で示す場合を除き、原則として高炉セメントB種を使用するものとする。施工上の都合からやむを得ず、他のセメントを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

### 2-6-2 セメント

セメントについては、表2-6-1のJISに適合したものとする。

表2-6-1 セメントの種類（JIS）

JIS 記号	種 類	摘 要
R 5210	(1) 普通ポルトランドセメント (2) 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形) (3) 早強ポルトランドセメント (4) 早強ポルトランドセメント(低アルカリ形) (5) 超早強ポルトランドセメント (6) 超早強ポルトランドセメント (低アルカリ形) (7) 中庸熱ポルトランドセメント (8) 中庸熱ポルトランドセメント (低アルカリ形) (9) 耐硫酸塩ポルトランドセメント (10) 耐硫酸塩ポルトランドセメント (低アルカリ形) (11) 低熱ポルトランドセメント (12) 低熱ポルトランドセメント (低アルカリ形)	低アルカリ形はいずれの種類も全アルカリ量0.6%以下
R 5211	(1) 高炉セメントA種 (2) 高炉セメントB種 (3) 高炉セメントC種	高炉スラグの分量 (質量%) 5を超え30以下 30を超え60以下 60を超え70以下
R 5212	(1) シリカセメントA種 (2) シリカセメントB種 (3) シリカセメントC種	シリカ質混合材の分量 (質量%) 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下
R 5213	(1) フライアッシュセメントA種 (2) フライアッシュセメントB種 (3) フライアッシュセメントC種	フライアッシュの分量 (質量%) 5を超え10以下 10を超え20以下 20を超え30以下
R 5214	(1) 普通エコセメント (2) 速硬エコセメント	塩化物イオン量 (質量%) 0.1以下 0.5以上1.5以下



### 2-6-3 混和材料

1. 混和材として用いるフライアッシュは、J I S A 6201 に適合したものとする。
2. 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、J I S A 6202 に適合したものとする。
3. 混和剤として用いるAE剤、減水剤、及びAE減水剤は、J I S A 6204 に適合したものとする。
4. 混和剤として用いる鉄筋コンクリート用防せい剤は、J I S A 6205 に適合したものとする。
5. 混和材として用いるコンクリート用高炉スラグ微粉末は、J I S A 6206 に適合したものとする。
6. 混和剤として用いる流動化剤は、コンクリート用流動化剤品質規格（（公社）土木学会）の規格に適合したものとする。
7. 急結剤は、吹付けコンクリート用急結剤品質規格（（公社）土木学会）の規格に適合したものとする。
8. その他の混和材料は、設計図書によるほか、使用前に監督職員に承諾を得るものとする。

### 2-6-4 コンクリート用水

コンクリート用水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす物質を含んではならない。

## 第7節 プレキャストコンクリート製品

### 2-7-1 一般事項

1. プレキャストコンクリート製品は、有害なひび割れ、損傷等の欠点のないものとし、この種類、形状、寸法、強度等は、設計図書によるものとする。
2. 製品には、原則として、製造工場名、又はその略号呼名等を示す。
3. プレキャストコンクリート製品は第1編3-7-9アルカリ骨材反応抑制対策（1）から（3）のうち、いずれの対策を講じるかを監督職員に報告するものとする。  
ただし、対策を講じる前に製造された製品は、受注者が立会い使用した骨材を採取し試験を行い、結果を報告するものとする。

### 2-7-2 プレキャストコンクリート製品

プレキャストコンクリート製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) J I S A 5361 (プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則)
- (2) J I S A 5362 (プレキャストコンクリート製品－要求性能とその照査方法)
- (3) J I S A 5363 (プレキャストコンクリート製品－性能試験方法通則)
- (4) J I S A 5364 (プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則)
- (5) J I S A 5365 (プレキャストコンクリート製品－検査方法通則)
- (6) J I S A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)
- (7) J I S A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
- (8) J I S A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)
- (9) J I S A 5406 (建築用コンクリートブロック)
- (10) J I S A 5409 (鉄筋コンクリート組立塀構成材)
- (11) J I S A 5416 (軽量気泡コンクリートパネル (ALCパネル) )
- (12) J I S A 5506 (下水道用マンホールふた)
- (13) 鉄筋コンクリートフリューム規格 (一社) 農業土木事業協会
- (14) ボックスカルバート 全国ボックスカルバート協会

## 第8節 瀝青材料

### 2-8-1 一般事項

工事に使用する瀝青材料は、設計図書に示すもので、J I S規格及び舗装施工便覧の規格に適合したものとする。

### 2-8-2 品 質

工事に使用する瀝青材料の品質の標準は、舗装施工便覧によるものとし、それに規定されていないものについては、設計図書によるものとする。

### 2-8-3 その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) J I S A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト)  
 (2) J I S K 2439 (クレオソート油, 加工タール, タールピッチ)

#### 2-8-4 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、使用用途、資材別に次の各表の規格に適合するものとする。

表2-8-1 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系)

項 目	単 位	規格値	試験方法	
粘 度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧A072	
蒸 発 残 留 分	%	60 以上	〃 A079	
蒸 発 残 留 物	引 火 点 (COC)	℃	200 以上	〃 A045
	粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	〃 A051
	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	〃 A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表2-8-2 再生用添加剤の品質 (オイル系)

項 目	単 位	規格値	試験方法
引 火 点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧A045
粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	〃 A051
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	〃 A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表2-8-3 再生用添加剤時の標準的性状

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm <sup>2</sup> /s	80~1,000
引 火 点 ℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2 以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3 以内

## 第9節 合成樹脂製品等

### 2-9-1 一般事項

1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) J I S K 6741 (硬質塩化ビニル管)  
 (2) J I S K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)  
 (3) J I S K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)  
 (4) J I S K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板)  
 (5) J I S K 6761 (一般用ポリエチレン管)  
 (6) J I S K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)  
 (7) J I S K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管)

- (8) J I S K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管)
  - (9) J I S A 5350 (強化プラスチック複合管)
  - (10) J W W A K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)
  - (11) J W W A K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)
  - (12) F R P M K 111 (強化プラスチック複合管内圧管)
2. 陶管は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
- (1) J I S R 1201 (陶管)

## 第10節 芝及びそだ

### 2-10-1 一般事項

工事に使用する芝、そだについては、品質、形状、寸法等が設計図書に示すものとする。

### 2-10-2 芝

- 1. 芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。なお、受注者は、切取り後速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれのないものとしなければならない。
- 2. 人工芝の種類及び品質は、設計図書によるものとする。

### 2-10-3 そだ

そだに用いる材料は、設計図書に示す用途に適合した形のもので、堅固でじん性に富むかん木でなければならない。

## 第11節 目地及び止水材料

### 2-11-1 一般事項

注入目地材、伸縮継目に使用する目地材及び止水板の品質は、その目的に適合したものとし、その形状、寸法等は、設計図書によるものとする。

### 2-11-2 注入目地材

- 1. 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートによく付着し、ひび割れが入らないものとする。
- 2. 水に溶けず、また水密性のものとする。
- 3. 高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ耐久的なものとする。
- 4. 加熱施工式のもの、加熱したときに分離しないものとする。

### 2-11-3 目地材

伸縮継目に使用する目地材の規格、材質は、設計図書によるものとし、コンクリートの膨張収縮に順応するものとする。

**2-11-4 止水板**

1. 塩化ビニル樹脂製の止水板は、J I S K 6773 に適合したものとする。
2. ゴム製止水板を使用する場合の規格等は、設計図書によるものとする。

**第12節 塗 料****2-12-1 一般事項**

1. 塗料は、J I S規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。  
また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。
2. 塗料は、工場調合したものを用いなければならない。

**2-12-2 区画線**

区画線の品質は、次の規格に適合したものとする。

J I S K 5665 (路面標示用塗料)

**2-12-3 鋼管塗装**

鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1. 直管，異形管部

W S P A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)

内 面 J I S G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装)

外 面 J I S G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆)

2. 継手部

内 面 J W W A K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)

外 面 W S P 012 (長寿命形水道用ジョイントコート)

J W W A K 153 (水道用ジョイントコート)

**2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装**

ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1. 直管部

内 面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)

外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

J W W A G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)

2. 異形管部

内 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

J W W A K 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)

外 面 J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

J W W A K 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)

3. 継手部

J W W A K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

JWWA K 114 (水道用ダクタイトル鋳鉄異形管)

## 第13節 種 子

### 2-13-1 植生工，植生基盤材吹工等の種子配合

1. 種子の種類，品質，配合については，地山条件，気象条件等を考慮し監督職員と協議し決定するものとする。また，肥料，養生材等については，監督職員の確認を受けなければならない。なお，植生基材及び種子吹付の主な種子の種類は，下記のとおりとする。

草 本 類	外来種	クリーピングレッドフェスク，ケンタッキーブルーグラス バミューダグラス，ホワイトクローバー ベントグラス
	在来種 (郷土種)	ヨモギ，ススキ，イタドリ，メドハギ
木 本 類	在来種 (郷土種)	ヤマハギ（皮取り），ヤマハギ（皮付き），コマツナギ

2. 環境省が指定している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に該当する植物は使用しないこととする。